

# 相談室 **Q** & **A**

## 人事管理関係

### **Q** SNSで会社を誹謗中傷する内容を投稿した社員を懲戒処分できるか

当社の社員で、「サービス残業をさせられる」「ブラックな職場」「パワハラが横行している」等の会社を誹謗中傷する内容をSNSに投稿していた者がいました。投稿内容はいずれも事実ではなく、この投稿が拡散されることで会社の信用が損なわれるおそれがあり、問題視しています。当該社員に対しては、投稿内容が事実無根であり、投稿を削除するように指示していますが、聞き入れません。この場合、職場の風紀を乱すとして懲戒処分を科すことは可能でしょうか。

(愛知県 F社)

**A** 就業規則上の根拠は必要であるが、職場の風紀を乱す行為やそれに類する事由を懲戒事由としている場合、懲戒処分の対象とすることが可能である。なお、事後的な対応には限界があることから、事前予防の観点からの研修やSNSに関するポリシー策定なども検討することが望ましい

回答者 家永 勲 いえなが いさお 弁護士(弁護士法人ALG & Associates 執行役員)

#### 1. 名誉・信用毀損に該当する行為に対する懲戒処分

懲戒処分を行うためには、就業規則上の根拠が必要となります。一般的には、職場の風紀を乱さないことやこれに類似する服務規律に定められていることが多いでしょう。もしくは、会社の信用を毀損する行為をしないといった服務規律が定められている場合もあります。

ご質問のSNSによる投稿は、私生活上で行われたものと考えられ、就業時間中の行為ではないと思われます。労働契約では、あくまでも就業時間中の行為に対する指揮命令権が与えられているにすぎないため、私生活上の行為には、原則として立ち入ることはできません。しかしながら、私生活上の行為であったとしても、その行為が職場の風紀を乱したり、会社の信用を毀損したりすることで、会社に対する悪影響を及ぼす場合には、当該行為を対象に懲戒処分を行う余地はあります。

SNSなどの問題が生じる以前から、就業時間外における会社批判を根拠として行われた懲戒処分の効力が争われた先例があります。就業時間外に社宅に会社を批判するビラを約350枚配布した事例では、当該ビラに記載された内容が事実無根であったことから、就業規則に定める「その他特に不都合な行為があったとき」に該当するものとして、**誹責処分**を有効と判断しています(関西電力事件 最高裁一小 昭58. 9. 8判決)。

このような判例に照らすと、SNSにおける会社を誹謗中傷する事実無根の投稿であれば、懲戒事由に該当することが前提ではあるものの、誹責程度の懲戒処分を行うことは可能と考えられます。

#### 2. SNSへの投稿と会社に対する名誉・信用毀損の成立要件

会社の名誉・信用を毀損する場合には、当該投稿を行っている者は、会社に対する不法行為責任

を負い、名誉回復措置を命じられることもあります（民法709条、723条）。ただし、公共の利害に関わる事実を適示する表現が、①適示された事実が真実である場合、または、②真実と信ずるについて相当な理由がある場合には、名誉・信用を毀損する表現であったとしても不法行為責任を負担することはありません。また、公共の利害に関わる意見や論評については、その意見や論評の根拠とした事実が上記の①や②に該当する場合に加えて、③意見・論評として許容される表現の域を逸脱していない場合にも不法行為責任を負担しません。このような名誉・信用毀損として責任を負わないような場合には、懲戒権の濫用となり、懲戒処分が無効になると判断した事例もあります（三和銀行事件 大阪地裁 平12. 4.17判決）。

今回は、投稿内容がいずれも事実ではないということですので、名誉・信用毀損に該当するといえそうですが、懲戒処分等を検討するには当該投稿が名誉・信用毀損といえるかどうか判断するために、投稿内容が事実であるか否か、意見・論評としての域を逸脱しているか否かについて慎重に精査する必要があります。

### 3. 発信者の特定や削除・事前予防の重要性

SNS上の発信については、実名で行われることが少なく、発信者が社内の従業員であるのか、退職者など社外の者であるのかが不明なこともあります。

発信者を特定するためには、①発信者とおぼしき従業員からのヒアリングを行うか、②プロバイダ責任制限法に基づく発信者情報開示請求を行うことで特定していく必要があります。名誉・信用毀損が成立するような場合には、プロバイダは発信者に関する情報（IPアドレス、タイムスタンプ、ポート番号等）の開示に応じる必要があります。とはいえ、発信者を特定するためのログは投稿から

3カ月程度しか保存されていないことも多いので、投稿自体が古い場合には、特定がかなわない場合もあります。

そのような場合には、せめてプロバイダに対して削除請求をすることで投稿自体の削除を求めるという手続きも存在します。

しかしながら、これらの手続きにも時間を要する上に、特定が必ずしもできるとは限りません。そもそも、このような投稿が起こるのは、SNSやインターネットを通じた情報の発信がどのような影響を及ぼし得るのかが、利用者に十分理解されていないことに原因があると思われます。

SNSやインターネットを通じた情報発信の特徴として、①伝播可能性（発信された情報が拡散される）、②公共空間性（不特定多数の閲覧が予定されている）、③情報の保存・維持（一度発信した情報は削除してもアーカイブなどに保存されることがある）、④特定可能性（匿名の発信であっても技術的には特定することは可能）、⑤発信の安易さ（いつでも、どこでも発信が可能）といった点があるといわれています。

これらのうち、①伝播可能性や②公共空間性の特徴から、会社に対する信用の毀損が生じやすく、閲覧者の反応次第で影響の拡大は予測不可能なほどに大きくなるおそれがあるという点が必ずしも意識されていません。また、⑤発信を安易に捉えており、危うくなったら削除すればよいと考え、匿名の発信であればそう簡単に特定できないと考えているとすれば、③情報の保存・維持や④特定可能性があることも意識されていないといえます。

事前予防策として、SNSによる情報発信の特性を研修等で周知することや、SNS利用のポリシー等を定めて悪意のある利用を防止するといった方策も、併せて検討されることが望ましいと考えます。